

- 「マルチ商法」にご用心！！
- 消費生活モニター通信
- 食品表示のポイント（チョコレート）



ほうれん草
(主な産地：県内一円)



「マルチ商法」にご用心！！

～若い世代から中高年までに広がる苦情相談～

「マルチ商法」は商品やサービスを契約して販売組織に加入し、次に自分が友人などを勧誘し、新たに加入者を広げるにより収入になるという商法で、ネットワークビジネスなどとも言われています。

扱われている主な商品は健康食品、化粧品などですが、若い世代だけでなく、中高年者からの相談も増えています。

さらに、最近では、インターネットのコミュニティサイトを使って紹介・勧誘されるケースも多くなっています。

相談例

友人から「商品を買って会員になり、他の人を勧誘するとバックマージンが入る」と勧められ、健康食品などを販売する説明会に連れて行かれ、入会を承諾した。しかし、商品がかなり高額なことや自分が新たに会員を増やせなかったらどうなるのか、とても不安になり、友人に解約したいと伝えましたが、自分が間に入っているので解約は困ると応じてくれない。どうしたらいいでしょうか。（70代男性）

処理結果

マルチ商法の場合、契約内容を明らかにした書類をもらってから、または商品を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフにより無条件で解約できます。相談者はこのクーリング・オフの規定に則って勧誘者である友人ではなく、直接事業者本部に書面で解約の意思を伝え、無条件解約となりました。



《マルチ商法の問題点等》

- ① 販売目的や組織加入を隠して誘い、簡単に利益を得ることをうたっていること。
- ② 入会条件の購入商品は使用価値に対して高価なことが多いこと。
- ③ しくみが複雑で安易に人にすすめても自分以外の被害者を増やすだけであること。
- ④ 友人・知人からの勧誘で、契約トラブルがそのまま信頼関係を壊すことにもなること。

以上のような問題点から親しい人からの勧誘でも、商品や販売のしくみが理解できない場合は、きっぱりと断りましょう。不審に感じたら最寄の消費生活センターへご相談ください。

消費生活モニター通信

今回は、高校生モニター、老人クラブモニターの方々など消費生活モニターの皆さんからいただいた「消費生活モニターの連絡」をご紹介しますと思います。

パソコンや携帯電話でのトラブル

パソコンで調べものをしていたら、クリックしていないのにアダルトサイトの有料ページがでてきました。そのページには「1週間以内に入金してください。」と書いてあり驚きました。放っていますが、携帯電話でも知らないところからメールが送られてくることがあるので、個人情報もれると恐いことになると思いました。

(高校生 Hさん)

携帯電話での架空請求について

友人の携帯電話に「080」から始まる見知らぬアドレスが入っていました。「明日までに連絡しないと請求金額が増える」「裁判所に申し立てをする」などと脅迫めいた内容でした。その番号は着信拒否しましたが、子供や高齢者が慌てて連絡を取ってしまうこともあると思います。また、フィルタリングなどの対応も大事だと思います。

(敦賀市 Wさん)



安い福神漬について

カレーライス用の福神漬を購入しようと売り場に行くと何種類もの商品がありました。裏面の表示をみたところ「中国産」と表示されたものは安く売られていました。その他には「国産100% こだわり野菜使用」と記載された商品もありました。購入する際は、原材料も確認することが大切です。

(老人クラブ Iさん)

SF商法は地域でも注意が必要です

先日、庭にいたら若い男の人が来て「今度、駅前にお店を出すので挨拶に来ました。公民館まで来てほしい。」と無理やり引っ張られて行きました。そこには、お年寄りが5~6人おり、手を挙げた人は日用品や缶コーヒーなどがもらえました。帰ろうとしたとき、次は3時から膝と腰のサポーターをあげると言われました。私は行きませんでした。聞いた話では、サポーターではなく高価な布団を買わせようとしたそうです。誰も買わなかったとのことで安心しましたが、地域でも注意が必要です。

(老人クラブ Tさん)

振り込め詐欺について

以前、息子が仕事中のときに「もしもし、僕。僕。」と自宅に電話が掛かってきました。母親が電話で「え？」と聞くと名前をいいましたが、漢字の読み間違いで息子でないことが分かり、事なきを得ました。他人事だと思っていましたが、注意することが大切です。

(大野市 Yさん)



生のコロッケについて

おばあちゃんがスーパーで惣菜のコロッケを買いました。家に帰ってその日に食べましたが、中身は生で変な味がしたそうです。お店は確認してから販売してほしいと思いました。

(高校生 Kさん)

「全て50%オフ」の表示について

雑貨店の一部の棚に「全て50%オフ」と表示されていました。安くなっているので商品を購入しようとレジに持っていくと計算していた金額よりかなり高い金額でした。結局、購入しませんでした。宣伝をするなら分かりやすく商品を置いてほしいと思いました。

(高校生 Sさん)

シリーズ
くらしに役立てよう

食品表示のポイント チョコレート

食品の表示は、消費者が食品を購入する際の重要な情報源の1つです。今回は、チョコレートの表示について解説します。



種類別名称	チョコレート
原材料名	砂糖、カカオマス、植物油脂、ココアバター、全粉乳、レシチン(大豆由来)、香料
内容量	65g
賞味期限	側面に記載
保存方法	保存は冷蔵庫(10℃以下)でお願いします。
製造者	OOOO株式会社 福井市OO町OO

種類別名称

チョコレート、準チョコレート、チョコレート菓子等と表示されています。
 チョコレートの生地は、カカオマス、ココアバター等が含まれる量によって、「チョコレート生地」または「準チョコレート生地」に分類され、生地の種類や生地の割合によって名称が変わります。
 (例えば、チョコレート生地はカカオ分のうち、ココアバターが18%以上と決められています。)

原材料名

使用した原材料を、食品添加物以外の原材料と食品添加物に区分し、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示されています。

内容量

グラム(g)、キログラム(kg)、個数等により表示されています。

賞味期限、保存方法、製造者等

【ワンポイントアドバイス】生チョコレート

商品名等に生チョコレートと表示されているものは、次のようなものをさします。

- ① チョコレート生地にクリームなどを加えたチョコレート加工品のうち、チョコレート生地が全重量の60%以上、クリームが10%以上、水分が10%以上のもの。
- ② ①のチョコレートにココアパウダー、粉糖、抹茶等の粉体可食物をかけたもの。
- ③ チョコレート生地で殻を作り、内部に①のチョコレートを入れたものであって①のチョコレートが全重量の60%以上のもの。

今日の旬 **ほうれん草**
『せん切りのサラダ風』



- ～作り方～
- ① せん切り大根は水にしばらくつけておき、硬く水気を絞り、食べやすいように切る。
 - ② ほうれん草は茹でて3cmの長さに切る。
 - ③ ①と②を合わせてドレッシングである。

～材料～(5人分)

せん切り大根	25g
ほうれん草	200g
ドレッシング	
しょうゆ	大さじ2
酢	大さじ1
ごま油	小さじ1
砂糖	大さじ1
生姜汁	小さじ2

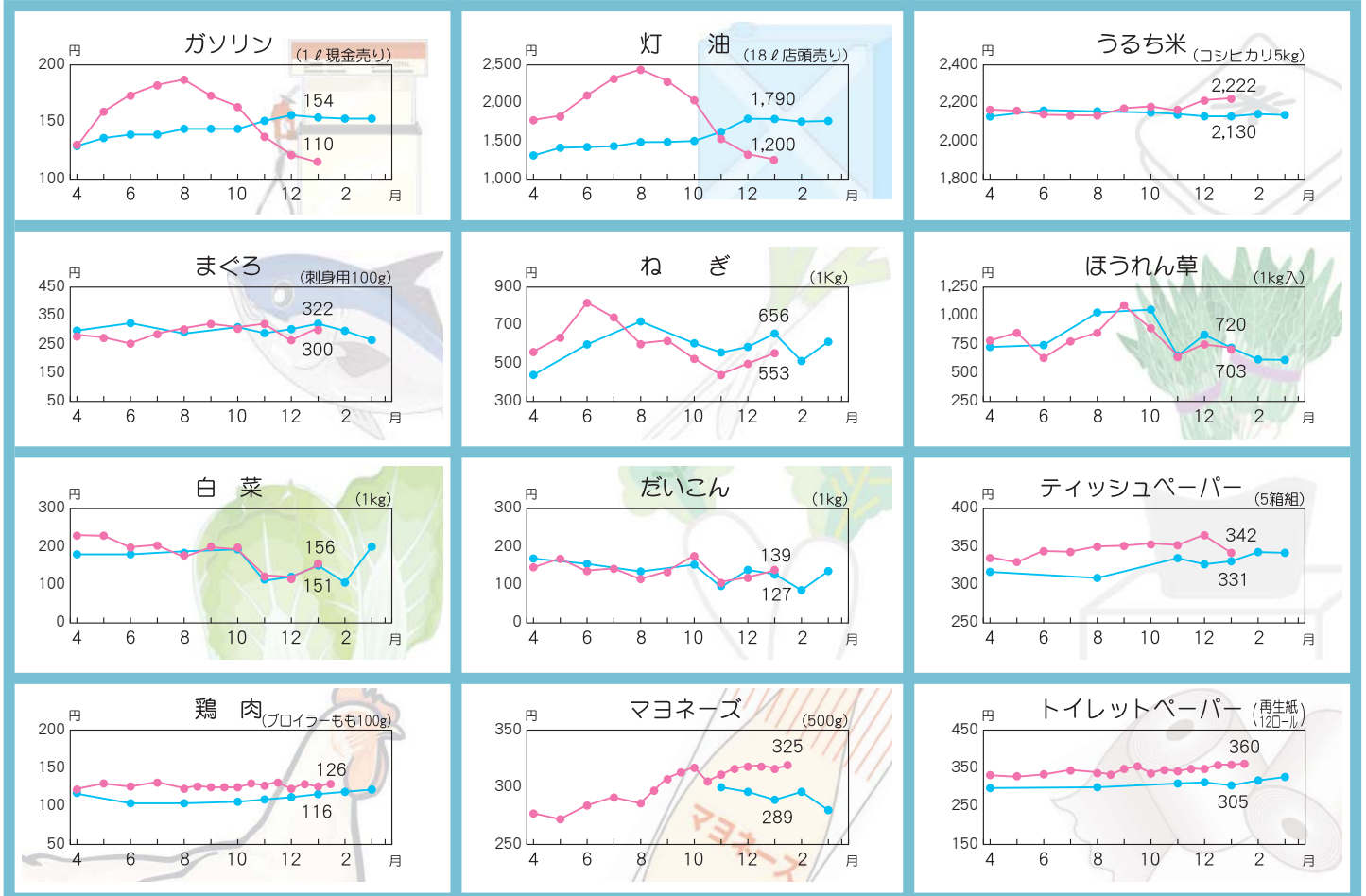
出典：県健康増進課 「ほっとするね ふるさとの味 アレンジレシピ100選」より



価格の動き

県調査結果 ※ガソリン、灯油については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 19年度
● 20年度



H20年8月から生活に密着したもの、今後価格の値上げが予想されるもの等9品目について、中旬にも調査を実施しています。

消費生活関連イベント(平成21年3月)

日時	イベント名	開催場所	問い合わせ先
3月7日(土) 13:30~15:40	金融教育セミナー ・発表 金銭教育研究校の研究実践事例 ・講演 「お金の教育、ひとりひとりに合わせて」 講師：マネーじゅく 代表 陣内 恭子氏	AOSSA 6階 研修室601B・C	金融広報委員会 (0776)22-4495

お知らせ 公正取引委員会 消費者モニターを募集中

- 内 容 研修会出席、アンケート回答、身近な情報提供等
- 謝 礼 年額6,000円予定
- 詳細掲載 <http://www.jftc.go.jp/> (公正取引委員会ホームページ)
- 問い合わせ先 公正取引委員会 近畿中国四国事務所取引課 (TEL: 06-6941-2175)
- 応募資格 20歳以上
- 申込期限 平成21年2月13日(金)

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター

☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

福井県嶺南消費生活センター

☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00~17:00 土・日曜日にも相談を受け付けています。)

福井県消費生活センターホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。



健康長寿の福井

物価に関するご意見・ご質問は... 0776-20-0287(県民安全課へ) ☎ 910-8580 住所記入不要

再生紙を利用しています。
09.02.14200